

福島市営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 38 号

福島市営住宅等条例の一部を改正する条例

福島市営住宅等条例（平成9年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ア中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）就学」を加え、「子供」を「子」に改め、同号イ中「子供」を「子」に改める。

第6条の2の見出し中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第115条」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第155条の2第2項及び第163条の47第2項」に改め、同条第1項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第115条」を「第155条の2第2項及び第163条の47第2項」に、「マンション敷地売却決議がされた同法第102条第1項の認定を受けたマンション」を「同法第2条第1項第21号に定める売却マンション、同項第22号に定める除却敷地売却マンション又は同項第26号に定める除却マンション」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の2の見出し及び同条第1項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。